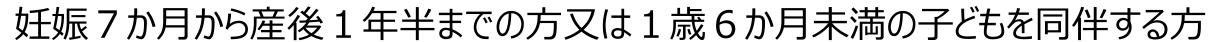
鳥取県ハートフル駐車場利用証制度

令和6年4月1日から

妊産婦(多胎児)の方等が利用できる

期間を延長します!

これまで



これから

妊娠7か月から産後1年半までの方又は1歳6か月未満の子どもを同伴する方

(多胎の場合、妊娠 7 か月から産後 3年までの方(※)又は3歳未満の

子どもを同伴する方)

(※)産後については、3歳未満の子どもを同伴する場合に限る。

4月1日より前に利用証の交付を受けられている方へ

交付済みの利用証についても、3歳未満の多胎児がいる場合、有効期限を延長できます。延長や再発行を希望される場合は、交付時と同様に申請手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ①交付申請書 ②母子健康手帳(多胎児の各々の手帳)
- ③利用証(※お持ちの方) ④本人確認書類(※代理申請の場合)

【お問い合わせ】

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課 企画調整担当 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 電 話 0857-26-7142

